

施設内における集団感染等発生時の報告・公表の基準一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>3 公表に関する指導の基準</p> <p>(1) 公表の目的 (略)</p> <p>(2) 公表の基準 公表の基準は次のいずれかに該当する場合とする。 なお、公表に当たっては、保健所長が、感染症対策の観点から施設の状況や地域の事情を考慮し、必要な指示等を行うものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>医療施設については、感染対策を講じた後に、累計概ね20名以上の患者が発生した場合</u> <u>(削除)</u></p> <p>⑤ (略)</p>	<p>3 公表に関する指導の基準</p> <p>(1) 公表の目的 (略)</p> <p>(2) 公表の基準 公表の基準は次のいずれかに該当する場合とする。 なお、公表に当たっては、保健所長が、感染症対策の観点から施設の状況や地域の事情を考慮し、必要な指示等を行うものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>医療施設については、感染対策を講じ、保健所への報告後に、新たな発生が概ね10名以上（目安：累計概ね20名以上）報告された場合</u> <u>なお、複数診療科を有する300床以上の入院施設については、同診療科の病棟において発生した感染者数とする。</u></p> <p>⑤ (略)</p>